

# ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金

国の「業務改善助成金」※に県独自の上乘せ

県  
上乘せ

国の「業務改善助成金」  
支給決定額の

**1**  
—  
**5**

を支給

補助率を 10%(1/10) → 20%(1/5) に拡充しました

国  
助成金

「業務改善助成金」



※厚生労働省「業務改善助成金」についてはこちらをご確認ください  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

## 補助対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です

詳細は交付要領をご確認ください

○国の「業務改善助成金」の  
交付決定を受けた事業者

令和6年4月1日～令和7年3月10日までの期間に  
国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者

○「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む  
宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



○「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



## 提出書類

- 国の「業務改善助成金」の  
交付額確定および支給決定通知書の写し
- (A)支給申請書兼請求書(様式1)
- 参考資料(様式2)
- 国の「業務改善助成金」の  
事業実績報告書(様式第9号)の写し
- その他添付書類※  
※その他添付書類は県HPをご確認ください

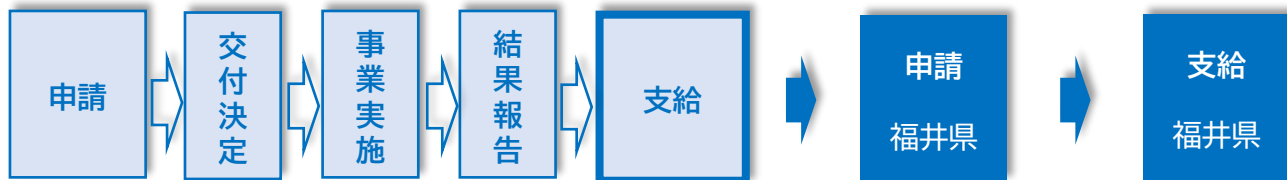
## 申請期限

令和7年3月10日(月)

## 手続きの流れ

国の業務改善助成金 (申請先:福井労働局)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金  
(申請先:福井県労働政策課)



お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G  
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1  
TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648  
E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp

